

# 政策評価制度の見直しについて

令和 5 年 4 月 1 3 日

総務省行政評価局

# 1. 今回の制度見直しの趣旨

## 問題意識

- ・ 「政策評価」は、本来は政策立案過程で自然に行われるもの。
- ・ しかし、現実には**意思決定過程から遊離した「作業」**になっていないか。

## 見直しの 基本的 考え方

- ・ 「評価のための評価」はやめ、「**意思決定に使える評価**」に変える。
- ・ このため、政策や意思決定方法に応じて作り方・使い方を変えられるよう、従来の**画一的・統一的な制度運用を改め、各府省の設計の自由度を高める**。

※ **政策評価をより精緻に行うことが目的ではない。**

政策評価の営みの過程で生み出される新しいデータや情報に触れ、これまで気付けなかったことに気付くことなどによって、政策の進捗を前向きに捉え、政策の効果을上げるための創意工夫について議論を深め、**政策の質を上げることが目的**である。

## 2. 制度見直しのコンセプト

使える評価  
とは？

意思決定過程で「使える評価」であるか否かは、  
**意思決定者にとって有益な情報を生み出せているか否か**で判断する。

コンセプト

①

政策効果の  
把握・分析  
機能の強化

政策の効果の発現状況を測定し、成功要因やボトルネック等について分析する。次の立案や改善に有益と考えられる情報を整理する。

②

意思決定過程での活用  
の促進

政策評価から産出された情報を意思決定で使い、現実の意思決定のニーズに照らして評価方法等の見直し・改善についてフィードバックを行うことで、①の改善につなげる。

データ等を活用した政策効果の把握・分析は、知的に高度な営みであり、若手職員にとっても、仕事の意義を見出し、働く意欲につながる「働き方改革」にも寄与する。

### 3. 政策効果の把握・分析機能の強化

- ①**政策構造認識**（目的と手段をつなぐ論理構造の把握、効果測定 of 指標設定）  
↓
- ②**政策効果把握**（政策効果に関するデータ取得（定性的な情報でも意思決定に役立てば可））  
↓
- ③**データ等分析・課題抽出**（得られたデータや情報等の分析）  
↓
- ④**改善策立案**（課題解決のための改善策の立案）

#### 政策効果の 把握・分析 の基礎

「行革事務局説明資料」に記載の「**行政事業レビューシート作成・点検のポイント**」の考え方を実践することが、政策効果の把握・分析の基礎的な条件を整えることにつながるため、各府省において政策評価を設計する際の参考にしていただきたい。  
評価書に記載する事項については、見直しの趣旨を踏まえて柔軟に捉えるので行政評価局に積極的に御相談いただきたい。

#### 応用編の 分析手法の 確立に 向けて

様々な分析手法が開発されているもののまだ発展途上であると認識。  
学術研究が目的ではなく、実務の**現場で実施可能な実用的な手法**を見出していく。  
まずは普及することを優先し、分析に要するコスト（時間・費用等）を加味し、  
「**実務ではこのやり方で十分**」という分析の手法や水準についての考え方を総務省において整理し、**技術的なガイドラインとして提示**する。

## 4. 意思決定過程での活用の促進

「評価書」という形式にとらわれず、行政事業レビューや審議会等での議論等を含む**多様な評価関連作業から生み出される政策効果の把握・分析結果等を活用**して、意思決定の質を高めていくことが目的。

このため、各府省における意思決定過程での活用を促進観点から、**評価関連作業を総合的に捉えて、相互の役割分担を整理**すること等により、効果的な運用を図る。

### 今後の 進め方

各府省の意思決定の特性に応じた方法を、それぞれで見出していただくとともに、一律のやり方を示すことはしないが、行政評価局が**各府省の取組実例を整理**して各府省における取組の参考に供する。（これまでのところ、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、防衛省等が制度見直しを踏まえた新たな取組を検討中と認識。）

### 制度見直し の内容

次期**基本計画期間中全体を「試行期間」と位置づけ**。  
各府省の実情に応じた実験的な取組を後押しするため、**期中の軌道修正も容易化**。

政府統一様式によらない評価が可能に。各省の**実情に応じたカスタマイズを推奨**。

意思決定に有益な情報を生み出す機能としては、政策評価とレビューは同じ。  
作業が重複している場合は、**レビューシートを評価書として代替することも可能**。  
**白書等の他の分析作業の成果をそのまま活かすことも積極的に認めていくので**、行政評価局に御相談いただきたい。

## 5. 制度官庁の責務・役割の明確化

評価法施行直後から「政策評価」の定着を優先するために、画一的・統一的な制度運用に重きを置いてきたが、今後は本来の制度趣旨に立ち返り、**形式ではなく実質を重視**し、各府省の意思決定に有益な情報を生み出すための**前向きな挑戦を後押し**していく。

### 分析手法 の実践的 ノウハウ

昨年8月から、行政評価局に「効果検証タスクフォース」を設置し、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践中。従来から行っている「実証的共同研究」も含め、**実務上の課題（特に分析の難しさや想定どおりに効果を把握できなかった事例）を整理**している。

各府省における**個別の分析作業で直面する悩み**を共有いただければ、政策評価審議会等での**検討の上、制度官庁として「実務ではこれでよい」という水準にコミット**していく。

（「悩み」の実例：

- ・学術的な要求水準を満たすことは難しいが実務ではどこまで簡易に行うことが可能か、
- ・定量的な分析はコスト面から難しいが定性的な手法を組み合わせる分析がよいのか、
- ・学術的に必要なデータと実務上政策改善に必要なデータは異なるがデータ取得の設計に当たって何に気を付けるべきか など）

### 意思決定 過程での 活用事例

取組の自由度が高まることから、各府省での積極的な取組がどこまで制度上許容されるかの疑義が生じやすくなると想定している。

参考となる各府省の取組を紹介するとともに、**見直しの趣旨に合致していれば柔軟に多様なやり方を認め、制度官庁としても責任を負う方針**であるので行政評価局に相談いただきたい。